

令和 7 年 12 月 12 日以降に入札を予定しておられる皆様へ

12 月 12 日に改正担い手 3 法が完全施行されました。施行に伴う要対応事項などについての説明会（名古屋）を令和 8 年 1 月 28 日（水）に予定していますが、それまでの間に、公共工事への入札を予定しておられる方の中には、請負代金内訳書の具体的な様式などに関して疑問を生じさせているおそれがあります。このため、中部地方整備局企画部技術管理課に相談窓口を設け、説明会よりも前に入札を予定しておられる方からの質問に対応いたします。

（問合せ先）

※ 電話での問合せ

中部地方整備局 企画部

技術調整管理官 菊池、技術開発調整官 市川

電話番号(052)953-8127（代表）

※ メールでの問合せ

中部地方整備局 企画部 技術管理課

cbr-gikan285@mlit.go.jp

【問い合わせ事項 1】 請負代金内訳書関連

・R7.12.12 に施行された改正「建設業法」及び「入契法」により、入札にあたって、請負者が提出する「請負代金内訳書」に、材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載することが義務付けられました

（R7.12.12 以降に入札手続きを開始する工事から適用）。

・現行の新土木工事積算システムから出力される「請負代金内訳書」は今回改正内容が未対応のため、R7.12.12 以降に公告する工事は、発注者（当該事務所）が別紙 1 を配布し、入札参加者が費用記載して提出（システム改良までの当面の措置）していただくこととなります。

【問い合わせ事項 2】 工事費内訳書関連

・改正「入契法」により、「工事費内訳書」も同様に、入札にあたって、これら費用の記載が義務付けられました（R7.12.12 以降に入札手続きを開始する工事から適用）。

・入札説明書等ダウンロードシステムは今回改正内容が対応済みです。

R7.12.12以降に公告する工事については、入札参加者が別紙2に費用記載して提出をお願いします。

【問い合わせ事項3】賃金・労働時間等の実態調査（試行）

・改正「品確法」により、公共工事に従事する者に対して適正な賃金が支払われるよう、直轄土木工事にて、受注者の協力のもと、賃金の支払いや労働時間等の実態を調査する試行を開始（新規契約工事又は既契約工事にかかわらず

R7.11.17から適用）します。

・本試行は、受注者が希望する工事（受注者希望型）において実施しますが、今後の試行の結果を踏まえ、将来的に、発注者が指定する方式（発注者指定型）への移行、賃金・労働時間等の調査結果を適切な業者選定に向けて活用する予定です。